

自主規制機関の名称規制

証券取引法	金融先物取引法	投資信託及び投資法人に関する法律	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	不動産特定共同事業法	抵当証券業の規制等に関する法律
<p>第六十七条 証券業協会（以下この章において「協会」という。）は、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ投資者の保護に資することを目的とする。</p>	<p>（金融先物取引業協会）            第百四条 金融先物取引業者は、委託者等の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者を会員とし、<u>その名称中に金融先物取引業協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。</u></p>	<p>（目的等）            第五十条 投資信託委託業者、委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等並びに受益証券等の売買その他の取引を行う証券会社及び登録金融機関は、投資者の保護を図るとともに、投資信託及び投資法人の健全な発展に資することを目的として、投資信託委託業者、委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等並びに受益証券等の売買その他の取引を行う証券会社及び登録金融機関を会員とし、<u>投資信託協会と称する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。</u></p>	<p>（証券投資顧問業協会）            第四十二条 投資顧問業者は、投資者の保護を図るとともに、投資顧問業の健全な発展に資することを目的として、投資顧問業者を会員とし、<u>証券投資顧問業協会と称する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。</u></p>	<p>（不動産特定共同事業協会）            第四十一条 不動産特定共同事業者は、事業参加者の保護を図るとともに、不動産特定共同事業の健全な発展に資することを目的として、不動産特定共同事業者を会員とし、<u>その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いる民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。</u></p>	<p>（抵当証券業協会）            第三十八条 抵当証券業者は、<u>抵当証券の購入者の保護を図るとともに、抵当証券業の健全な発展に資することを目的として、抵当証券業者を会員とし、その名称中に抵当証券業協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。</u></p>
<p>第六十七条            ④ 協会でない者は、証券業協会又はこれに類似する名称を用いてはならない。</p>	<p>（名称の使用制限）            第百五条 協会でない者は、<u>その名称中に金融先物取引業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。</u>            2 協会に加入していない者は、<u>その名称中に金融先物取引業協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。</u></p>	<p>（名称の使用制限）            第五十一条 協会でない者は、<u>投資信託協会という名称を用いてはならない。</u>            2 協会に加入していない者は、<u>その名称中に投資信託協会会員という文字を用いてはならない。</u></p>	<p>（名称の使用制限）            第四十三条 協会でない者は、<u>証券投資顧問業協会という名称を用いてはならない。</u>            2 協会に加入していない者は、<u>投資顧問業を営むについて、証券投資顧問業協会会員という名称を用いてはならない。</u></p>	<p>（名称の使用の制限）            第四十二条 協会でない者は、<u>その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いてはならない。</u>            2 協会に加入していない者は、<u>その名称中に不動産特定共同事業協会会員という文字を用いてはならない。</u></p>	<p>（名称の使用制限）            第三十九条 協会でない者は、<u>その名称中に抵当証券業協会という文字を用いてはならない。</u>            2 協会に加入していない者は、<u>その名称中に抵当証券業協会会員という文字を用いてはならない。</u></p>